

福東小学校 P T A 規約 (案)

第一章 名称

第 1 条 本会は、福東小学校 P T A と称し、事務局を福東小学校におく。

第二章 目的及び活動

第 2 条 本会は、父母と教師とが協力して、家庭・学校及び社会における児童の
幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を果たすために組織を設け、次の活動をする。

- 1 家庭と学校との連携を密にし、児童の心身の健全な発達を図る。
- 2 会員相互の研修に努め、よき父母・よき教師となる。
- 3 児童の生活環境をよくするために努める。

第三章 方針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針によって活動する。

- 1 本会は、児童の福祉を増進するために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党、宗教にかたよることなく、また営利的行為は行わない。
- 3 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第四章 会員

第 5 条 本会の会員は、次の通りとする。

- 1 学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者、及び学校に在職する教職員を正会員とする。
- 2 学区内に居住し、本会の趣旨に賛同する地域在住の者を準会員とする。

第五章 会計

第 6 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 1 会費については、総会において決定する。

第 7 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第六章 役員

第8条 本会の役員^{の役職}及びその任務は、次の通りとする。

役 職	定 数	任 務
会 長	1	会長は本会を代表し、会務を総括する。
副会長	3	会長を補佐し会長 ^{不在の時} は、その任務を代行する。
書 記	2 (内、教職員 1)	議事を記録し、文書を整理する。
会 計	2 (内、教職員 1)	本会の経理を司る。

- 2 役員^{の任期}は、4月1日から翌々年3月31日の2年間とし、1年ごとに3名を改選する。ただし再選を妨げない。
- 3 役員^{の男女構成}は原則として半数とする。
- 4 役員は、第11条第1項に定める各種委員会の顧問および母親代表、子供会育成会代表、交通安全協会代表を兼ねる。
- 5 役員は、各種委員会の委員を兼任できない。
- 6 役員は、任期中に辞任することができない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、運営委員会の承認を得なければならない。
- 7 前項により役員に欠員が生じた時は、これを補充することができる。任期は、前任者の残留期間とする。
- 8 辞任した役員の後任者は、第10条第2項に準じて選出する。
- 9 会長は、任期2年目の役員から互選する。
- 10 第2項から第9項の規定は、教職員には適用しない。

第9条 本会会計を監査するため、会計監査委員2名を置く。会計監査委員は、会長の委嘱とする。

第10条 役員は、毎年、第5、第6学年の正会員より3名選出する。ただし、第6学年の正会員については、次子が次年度に在籍する者に限る。

- 2 役員^{の選出基準}は、別に定める「福東小学校PTA役員および各種委員選出基準」による。

第七章 本会決議機関

第11条 本会の決議機関の構成および活動内容は、次のとおりとする。ただし、いずれも正会員によって構成される。

機関	各種委員会				運営委員会	役員会	総会
	地区委員会	母親委員会	広報委員会	学級委員会			
構成選出等	各地区1名または2名（正・副）※副は委員会出席を要しない	各学年1名	各学年1名	各学年1名	役員 各種委員長 ※子供会育成会長	会長 副会長 書記 会計	全会員
	・正委員から委員長、副委員長の各1名を選出する。	・各委員会から委員長、副委員長の各1名を選出する。		※会長が必要と認めた場合に子供会育成会長を招集することができる。	・定期総会の開催 毎年4月 ・臨時総会の開催 適宜 ※役員会で判断 ・役員会、運営委員会の開催 適宜		
招集	各委員長				会長		
成立議決	会員の1/3以上の出席（委任を認める）で成立し、出席者の過半数で決定する。						
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 校外環境の改善 交通安全街頭指導 進会員費徴収 校外補導 	<ul style="list-style-type: none"> 町郡市等の母親委員会との交流 家庭教育学級への協力と推進 	<ul style="list-style-type: none"> 機関誌の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 学級・学年相互の連携 学級PTAの計画と運営 	<ul style="list-style-type: none"> 役員候補者の審議 各委員会の交流 規約細則（規定、基準等）の改廃決議 決算予算事業の審議調整遂行 	<ul style="list-style-type: none"> 総会に関する諸準備 企画 各種委員会の顧問 関連団体の委員 	<ul style="list-style-type: none"> 会務 事業計画 規約改廃 会計報告承認 予算の審議承認 役員承認 その他の重要事項

- 2 本会に顧問をおくことができる。
- 3 顧問は、福束小学校校長があたる。
- 4 顧問は、各会議に出席し、意見を述べるができる。
- 5 各種委員会は必要に応じて増減できる。

第12条 各種委員は、毎年、各学年から1名ずつ選出する。ただし、地区委員は各地区から1名または2名を選出する。

2 各種委員の任期は、4月1日から翌年3月31日の1年間とする。ただし、再選を妨げない。

3 各種委員の選出基準は、別に定める「福東小学校PTA役員および各種委員選出基準」による。

4 各種委員は、原則として他の委員を兼任できない。（ただし、地区委員（副）は除く）

第八章 付則

第13条 次の付則を設ける。

1 地区別は、本戸、中郷、里、南波、福東上、福東下、塩喰の計7地区とする。ただし、正会員が不足し、活動に支障がある場合は、地区統合できる。統合については、運営委員会で決議する。

2 別に慶弔及び表彰に関する内規を定め、その決定施行は運営委員会の承認を得る。

3 規約に反しない限りにおいて細則（規定、内規、基準等）を定めることができる。なお、細則の制定は総会決議、改廃は運営委員会決議とし次回総会に報告する。

4 本規約は、昭和56年3月6日より施行する。

付記

平成 5年1月22日 会則を一部改正する。

平成 7年4月24日 会則を一部改正する。

平成 8年4月22日 会則を一部改正する。

平成10年4月24日 会則を一部改正する。

平成11年4月23日 会則を一部改正する。

平成12年4月25日 会則を一部改正する。

平成13年4月27日 会則を一部改正する。

平成21年3月 4日 会則を一部改正する。

平成22年4月23日 会則を一部改正する。

平成24年4月27日 会則を一部改正する。

平成29年4月28日 会則を一部改正する。

平成31年4月26日 会則を一部改正する。

令和 3年4月23日 会則を一部改正する。 以上

福束小学校 PTA組織図

